

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧ください。コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. その他

- 一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について
当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

- ファンド名称の前に●がつくファンド

お客様が本来保有する口数の100倍の値を表示しています。

(例) 実際のお客様の保有口数が100口の場合、10,000口と表示されます。

- ファンド名称の前に◆がつくファンド

お客様が本来保有する口数の1,000倍の値を表示しています。

(例) 実際のお客様の保有口数が100口の場合、100,000口と表示されます。

- マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

- 購入時申込手数料 最大 3.85% (税込)

本手数料率は、IFAが媒介する取引の場合に適用されます。

- 購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額(購入口数×1口あたりの購入価額)に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3% (税込) のファンドをご購入される場合

(例1) 口数指定で購入する場合(円貨決済)

購入価額 10,000円(1万口あたり)で100万口ご購入いただく場合

申込手数料(税込) = $10,000 \text{円} \times 100 \text{万口} \div 10,000 \text{口} \times 3.3\% = 33,000 \text{円}$ となり、合計 1,033,000円(税込) お支払いいただくこととなります。

(例2) 口数指定で購入する場合(外貨決済)

購入価額 10米ドル(1口あたり)で1万口ご購入いただく場合

申込手数料(税込) = $10 \text{米ドル} \times 1 \text{万口} \div 1 \text{口} \times 3.3\% = 3,300 \text{米ドル}$ となり、合計 103,300米ドル(税込) お支払いいただくこととなります。

(例3) 金額指定で購入する場合([]内は外貨決済を選択した場合の例)

100万円[10万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円[10万米ドル]の中から申込手数料(税込)をいただきますので、100万円[10万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額(税込)は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

4. 当社の概要

- ・ 商号等 マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・ 本店所在地 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・ 設立 1999 年 5 月
- ・ 資本金 12,200 百万円
- ・ 主な事業 金融商品取引業
- ・ 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本暗号資産取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・ 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・ 連絡先
ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォー
ムからお問合せいただけます。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓 口：お客様ダイヤル

電話番号：固定電話 0120-846-365（無料）

：携帯電話・一部 IP 電話 03-6737-1666（有料）

受付時間：8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以 上

（2021 年 8 月）

KTM_TOUSHIN_2.0

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

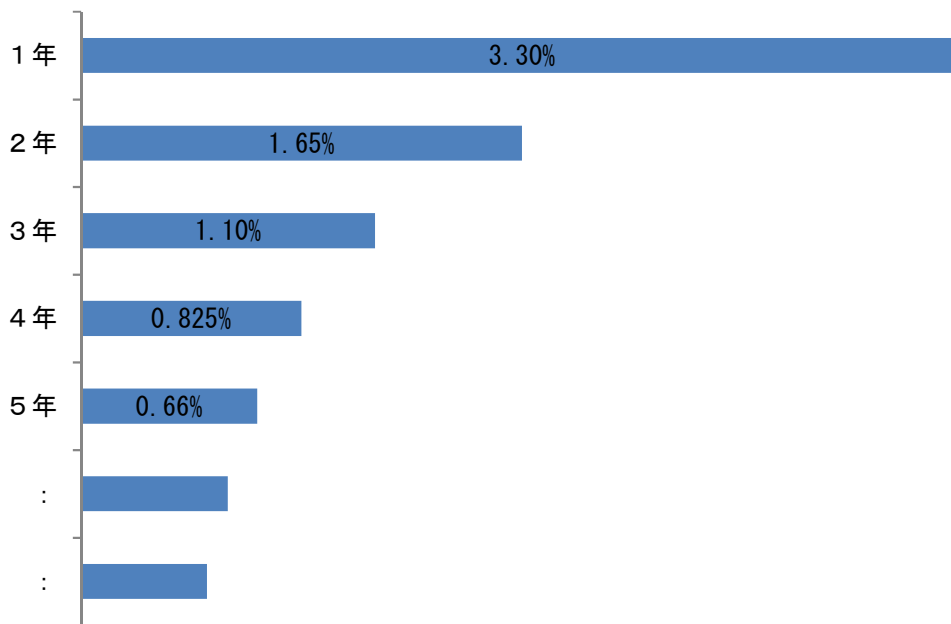
申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3.3%（税込）の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率（税込）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただくが、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

(2021年8月)



ディープリサーチ・チャイナ・ファンド

ひ す い た ん ぽ う
愛称: **翡翠探訪**

追加型投信 / 内外 / 資産複合

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券)	年2回	日本 アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

上記の商品分類及び属性区分の定義については、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでご覧頂けます。

<一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス <https://www.toushin.or.jp/>>

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行う「ディープリサーチ・チャイナ・ファンド」の募集については、発行者であるファイブスター投信投資顧問株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年11月24日に関東財務局長に提出しており、2023年11月25日にその届出の効力が生じています。

- ・ファンドに関する金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ・請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ・投資信託の財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

■委託会社<ファンドの運用の指図を行う者>

ファイブスター投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2266号 設立年月日:2009年4月1日 / 資本金:2億3,325万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額:537億6,057万円(2023年9月末現在)

■受託会社<ファンドの財産の保管および管理を行う者>

野村信託銀行株式会社

<照会先>ファイブスター投信投資顧問

インターネットホームページ: <https://www.fivestar-am.co.jp/>

お客様デスク: 03-3553-8711 (受付時間: 委託会社の営業日の午前9時~午後5時まで)

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

この投資信託は、投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。

■ ファンドの特色

1 外国籍投資信託の受益証券を主たる投資対象とし、実質的に大中華経済圏の株式※に分散投資します。

※「大中華経済圏の株式」とは、大中華経済圏（中国、香港、台湾、シンガポール等）の株式市場において公開されている株式であり、かつ、大中華経済圏において大半の資産を保有するか、大半の収益を得ているか、または事業を行っている企業の株式のことをいいます。

2 以下の投資信託証券を主要投資対象とします。

投資信託証券の名称	基本資産配分比率
アイルランド籍外国投資信託（米ドル建て） Value Partners Ireland Fund ICAV - Value Partners Classic Equity Fund 運用会社：バリュー・パートナーズ・ホンコン・リミテッド	90%以上
i シェアーズ・コア 日本国債 ETF 委託会社：ブラックロック・ジャパン株式会社	10%未満

- ・基本資産配分比率は将来的に変わる可能性があります。
- ・上記の投資信託証券の概要については、後述の「投資対象とする投資信託証券の概要」をご参照ください。
- ・アイルランド籍外国投資信託（米ドル建て）「Value Partners Ireland Fund ICAV - Value Partners Classic Equity Fund」を主要投資対象とし、高位組入れを維持することを基本とします。

3 バリュー・パートナーズ・ホンコン・リミテッドの概要

外国籍投資信託の運用は、徹底した現地調査に基づき、市場が注目する前に割安な銘柄を発掘し投資する運用を得意とするバリュー・パートナーズ・グループのバリュー・パートナーズ・ホンコン・リミテッド（Value Partners Hong Kong Limited）が行います。

バリュー・パートナーズについて

バリュー・パートナーズ・グループは、企業の財務諸表の分析によるだけでなく、実際に企業を訪問し、その工場、生産ライン、製品、販売先等の現地調査を徹底的に行うことにより、「優良でありながら、市場に認知されておらず、割安に放置されている企業」を発掘します。企業訪問は、自社アナリストにより行われ、その企業数は年間約2,500社におよびます。

4 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ファンドの目的・特色

投資哲学

銘柄ではなくビジネスへの投資(4つの原則)

①アンダーバリューを買い、フェアバリューで売る

投資対象…よく調査されていない、知られていない、好まれていない銘柄群

売却対象…アナリストにより調査されはじめた銘柄群

②本質的価値に焦点をあてる

・調査チームは、独自の企業の本質的価値の算出方式(財務予測・経営能力等を考慮し計算)を確立

③徹底的なリサーチ

・3つの「R」の探求

適正な事業で(the **R**ight business)

適正な経営者による企業へ(run by the **R**ight people)

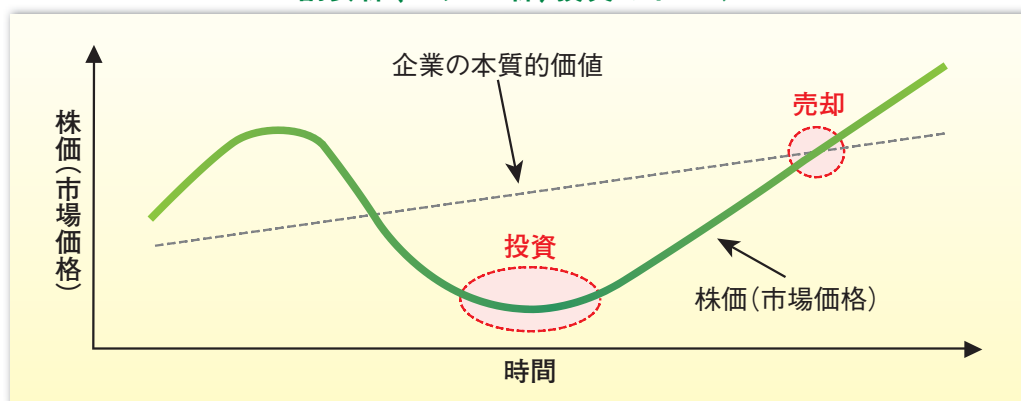
適正な価格での投資(selling at the **R**ight price)

④リスクの低減と逆張り

(a) 市場の流行に追随せず、高いセーフティ・マージンの確保により、リスクの最小化を目指します。

(b) コントラリアン(逆張り)により、市場の流れに逆らって、自己の信念を貫きます。

割安株(バリュー株)投資のイメージ



投資プロセス

徹底的なリサーチに基づくボトムアップ・アプローチ

ステップ1：大中華経済圏の株式

約4,500社:投資家の関心から外れた割安銘柄を特定するためのスクリーニング。

ステップ2：一次評価

約2,500社:スクリーニングで選択された銘柄に対して一次調査となる評価をアナリストが担当。

ステップ3：詳細な調査

約600-800社:絞り込まれた銘柄を対象に、自社アナリストが詳細な調査・分析を実施。推奨銘柄を抽出。

ステップ5：
リスク管理

ステップ4：
ポートフォリオ構築

80社程度:チーム運用体制のもとで、ポートフォリオへ組入れる銘柄とその比率を決定。

ファンドの目的・特色

■ ファンドのしくみ

- 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ファンド・オブ・ファンズ方式とは、ファンドの信託財産を主に他のファンドに投資する仕組みで、一般社団法人投資信託協会の定める商品分類において、「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。



※組入比率は将来的に変わる可能性があります。

■ 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券および短期金融商品以外には投資を行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

■ 分配方針

年2回(毎年2月25日および8月25日(休業日の場合は翌営業日))に決算を行い、以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益について、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(注)市場動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

■ 基準価額の変動要因

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドは、投資信託証券への投資等を通じて、株式や債券などの値動きのある有価証券等に実質的に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドおよび当ファンドが投資する投資信託証券の基準価額の変動要因の主なものは、以下の通りです。

価格変動リスク	当ファンドが投資する投資信託証券は株式、債券など値動きのある有価証券を組入れておりますので当ファンドの基準価額は、当該投資信託証券が組入れる株式、債券等の価格変動の影響を受けます。株式、債券等の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式等の発行企業の経営状況等の変化により、下落することがあります。
金利変動リスク	投資信託証券を通じて債券を組入れますので、金利変動の影響を受けます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している債券の価格は下落します。金利上昇は、投資信託証券が投資する債券の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、残存期間の長い債券の方が短い債券より金利変動が債券価格に与える影響が大きい傾向にあります。なお、投資信託証券が投資対象とする債券のうち、信用度の低い低格付けの債券の価格は、一般的に金利変動より発行体の財務内容や信用状況の影響をより大きく受ける傾向があります。
為替変動リスク	投資信託証券を通じて外貨建資産に投資しておりますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
流動性リスク	組入る有価証券を売却あるいは取得しようとする際に、市場規模や市場動向によっては、組入る有価証券が当初期待される価格で売却できず、基準価額が下落することがあります。特に、当ファンドが投資する外国籍投資信託証券の投資対象市場には新興市場が含まれています。かかる新興市場の市場規模や取引量は成熟市場に比べて低い水準にあり、流動性の低さから投資有価証券ひいては基準価額の変動性が大きくなる可能性があります。また、市場の流動性の低さは投資有価証券の処分価格または処分の容易性に悪影響を及ぼすことがあります。
信用リスク	有価証券の発行体において、経営不振、その他の理由により債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合等には、当該発行体が発行する有価証券の価格は大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。
カントリーリスク	外貨建資産に投資する場合、その国の政治、経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。特に、当ファンドが投資する外国籍投資信託証券の投資対象市場には新興市場が含まれています。新興市場では、法制・司法・当局による規制等が未だ整備途上の場合があり、当ファンドが投資する外国籍投資信託証券の投資・管理・運用に対する法令の適用や裁判機関・監督官庁の対応も不透明である可能性があります。かかる不透明さが投資先の外国籍投資信託証券、ひいては当ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

(ご注意) 以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

■ その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申し込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドが投資対象とする外国籍投資信託証券は、海外の運用会社が運用しております。当該運用会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。

投資リスク

リスクの管理体制

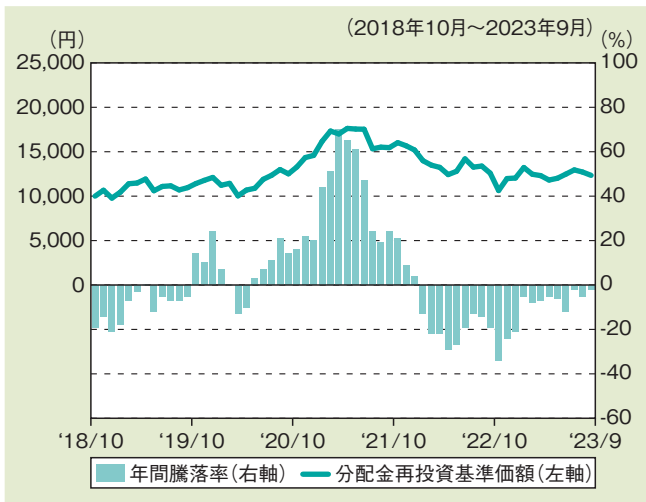
運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス評価を実施するとともに、流動性リスクを含む運用リスクの状況、法令、主な投資制限等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス委員会に報告します。

- パフォーマンスの考査 …… ファンドの運用状況については、パフォーマンス分析および評価の結果がコンプライアンス委員会に報告され、審議を行います。
- リスクの管理 …… コンプライアンス上のリスク、委託会社の業務において発生しうるあらゆるリスクについて、コンプライアンス委員会に報告され、審議を行います。

※上記体制は2023年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

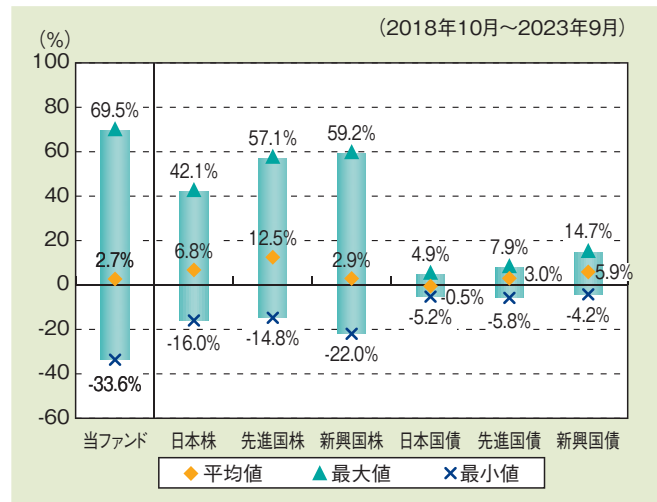
(参考情報)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年10月末を10,000として指数化しております。
※年間騰落率は、2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※2018年10月～2023年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値、最大値、最小値を表示したものであり、決算日に対応した数値とは異なります。
※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※先進国株ならびに新興国株については米ドルベースのため、Bloomberg L.P.(ブルームバーグ・エル・ピー)が提供する円換算の指数表示しております。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX (配当込み)	TOPIXとは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研に帰属します。株式会社JPX総研は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。株式会社JPX総研はTOPIXの算出もしくは公表方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している我が国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債のほか、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI国債は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、その他知的財産権はすべて FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
新興国債	FTSE新興国市場国債インデックス (円ベース)	FTSE新興国市場国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、主要新興国の国債の総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、その他知的財産権はすべて FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

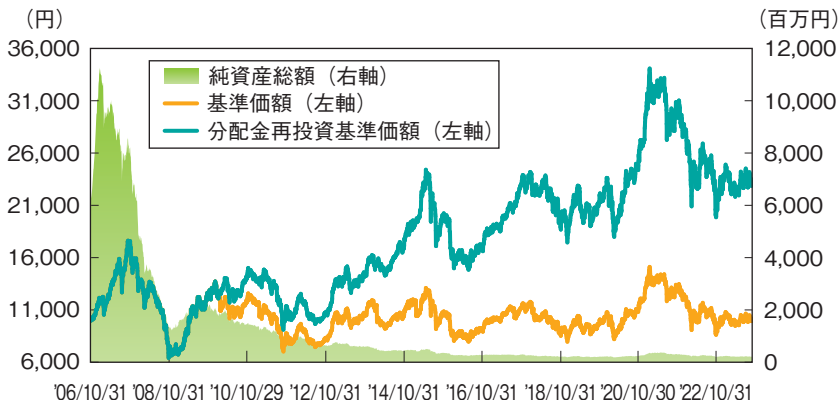
運用実績

データ基準日：2023年9月末現在

基準価額・純資産総額の推移

基準価額	10,009 円
純資産総額	209 百万円

*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。
*純資産総額の単位未満は切り捨てています。



分配の推移

決算期	分配金
第30期 (2021年8月25日)	0 円
第31期 (2022年2月25日)	0 円
第32期 (2022年8月25日)	0 円
第33期 (2023年2月27日)	0 円
第34期 (2023年8月25日)	0 円
設定来累計	9,195 円

*分配金は、1万口当たり、税引き前の金額です。
*分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額のお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

*分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。
*基準価額の計算において信託報酬は控除しております。

主要な資産の状況

ファンドの内訳	比率 (%)
アイルランド籍外国投資信託 (米ドル建て) [Value Partners Ireland Fund ICAV - Value Partners Classic Equity Fund]	95.7
iシェアーズ・コア 日本国債 ETF	1.8
現金等	2.5
合計	100.0

*四捨五入の影響により比率の合計は一致しない場合があります。

各ファンドの組入上位10銘柄			各ファンドの組入上位10銘柄		
Value Partners Ireland Fund ICAV - Value Partners Classic Equity Fund			iシェアーズ・コア 日本国債 ETF		
銘柄	業種	比率 (%)	銘柄	業種	比率 (%)
台湾積体回路製造 [TSMC/台湾セミコンダクター]	半導体・半導体製造装置	9.1	10YR #371 10年国債	財務省	1.2
騰訊控股 [テンセント・ホールディングス]	メディア・娯楽	7.1	30YR #37 30年国債	財務省	1.0
中国平安保険(集団) [ピンアン・インシュアランス]	保険	6.3	30YR #35 30年国債	財務省	0.9
PDDホールディングス	小売	5.8	30YR #33 30年国債	財務省	0.9
貴州茅台酒 [Kweichow Moutai Co., Ltd.]	食品・飲料・タバコ	5.2	5YR #153 5年国債	財務省	0.8
美团 [メイトウアン]	消費者サービス	4.5	30YR #36 30年国債	財務省	0.8
招商銀行	銀行	3.7	20YR #180 20年国債	財務省	0.8
北京同仁堂国薬 [ベイジン・トンレンタン・チャイニーズ・メディシン]	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.1	20YR #179 20年国債	財務省	0.8
SIICエンバイロメント・ホールディングス	公益事業	3.1	30YR #34 30年国債	財務省	0.8
欣興電子 [ユニマイクロン・テクノロジー]	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.5	20YR #177 20年国債	財務省	0.8

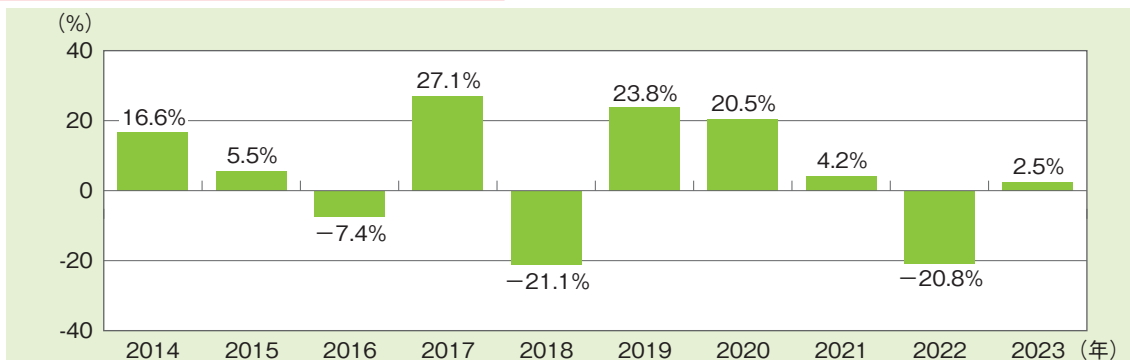
*Value Partners Classic Equity Fundの純資産総額に対する比率です。

*表示桁数未満四捨五入

*上記の保有銘柄は記載時点のものであり、現在または将来の構成比を必ずしも表すものではありません。

*表示桁数未満四捨五入

年間収益率の推移 (暦年ベース)



*当ファンドにはベンチマークはありません。ファンドの収益率は税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。2023年は年初から9月末までの収益率です。

※ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	1口または1円単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口あたりで表示しています。）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金（解約）申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金（解約）申込受付日から起算して8営業日目からお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受け付けた分を当日のお申込み分とします。
購入・換金 申込不可日	以下の日においては、購入および換金（解約）のお申込みができません。 ・香港もしくはダブリンの銀行の休業日 ・香港の取引所の休業日
購入の申込期間	2023年11月25日から2024年5月24日 （上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1億口または1億円以上の換金（解約）請求は、正午までをお願いします。
購入・換金 申込受付の 中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（解約）の受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金（解約）申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限（2006年10月31日設定）
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・やむを得ない事情が発生したとき ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
決算日	年2回、毎年2月および8月の各25日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年2回、毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	ファンドの信託金の限度額は1,000億円です。
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（ https://www.fivestar-am.co.jp/ ）に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

◆ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																	
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、上限を 3.3% (税抜 3.0%) として、販売会社が定める料率を乗じて得た額とします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。																
信託財産留保額	ありません。																
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																	
運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの日々の純資産総額に年 1.353% (税抜 年 1.23%)の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は日々計上され、毎計算期間終了日または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">当ファンドの運用管理費用 (信託報酬) (年率)</th> <th>年1.353% (税抜 年1.23%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">配分</td> <td>委託会社</td> <td>税抜 年0.58%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>税抜 年0.60%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>税抜 年0.05%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">投資対象とする投資信託証券</td> <td>年1.356% (税抜 年1.356%) 程度</td> </tr> <tr> <td colspan="2">実質的な負担*</td> <td>年2.709% (税抜 年2.586%) 程度</td> </tr> </tbody> </table>	当ファンドの運用管理費用 (信託報酬) (年率)		年1.353% (税抜 年1.23%)	配分	委託会社	税抜 年0.58%	販売会社	税抜 年0.60%	受託会社	税抜 年0.05%	投資対象とする投資信託証券		年1.356% (税抜 年1.356%) 程度	実質的な負担*		年2.709% (税抜 年2.586%) 程度
	当ファンドの運用管理費用 (信託報酬) (年率)		年1.353% (税抜 年1.23%)														
配分	委託会社	税抜 年0.58%															
	販売会社	税抜 年0.60%															
	受託会社	税抜 年0.05%															
投資対象とする投資信託証券		年1.356% (税抜 年1.356%) 程度															
実質的な負担*		年2.709% (税抜 年2.586%) 程度															
その他の費用・手数料	<p>● ファンドに関する有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および外国での資産の保管等に要する諸費用等ならびに監査費用、印刷費用、郵送費用等の信託事務の処理等に要する諸費用を信託財産でご負担いただきます。</p> <p>● なお、投資対象の投資信託証券においても同様の費用がかかり、当該投資信託証券の信託財産から支払われます。また、投資する投資信託証券の一部には、実績報酬が発生するものがあります。その場合には、当該投資信託証券の信託財産中から支払われます。</p> <p>※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。 ※これらの費用等は、運用状況等により変動するため、料率、上限率等をあらかじめ表示することが出来ません。</p>																

手続・手数料等

◆ 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2023年9月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加的記載事項

投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	Value Partners Ireland Fund ICAV – Value Partners Classic Equity Fund
ファンド形態	アイルランド籍外国投資信託（米ドル建て）
投資方針・特色	①大中華経済圏の株式にバリュートリートメント投資手法を用いて分散投資を行い、信託財産の中長期的な運用を行います。 ②大中華経済圏（香港、中国、台湾、シンガポール等）の株式市場において上場されている株式で、かつ、大中華経済圏において大半の資産を有するか、大半の収益を得ているか、または事業を行っている企業の株式を主要投資対象とします。 ③運用は、徹底した現地調査に基づき、市場が注目する前に割安な銘柄を発掘し投資する運用を得意とするバリュートリートメント・パートナーズ・ホンコン・リミテッドが行います。
信託報酬等（年率）	年 1.50%
その他手数料等	・有価証券の売買に伴う売買委託手数料、監査費用およびその他信託事務の処理に要する諸費用がかかります。
運用会社	バリュートリートメント・パートナーズ・ホンコン・リミテッド

ファンド名	iシェアーズ・コア 日本国債 ETF
投資方針・特色	FTSE日本国債インデックスへの動きに高位に連動する投資成果を目指します。 ※1 FTSE日本国債インデックスは、日本銀行保有分及び財務省償還分を除いた、償還残存期間1年以上の日本国債を時価総額で加重平均した日本国債市場の値動きを表す債券インデックスです。 ※2 FTSE日本国債インデックスに対する著作権等の知的財産その他の一切の権利はFTSE Fixed Income LLC に帰属します。
信託報酬	0.066%（税抜年率0.06%）
委託会社	ブラックロック・ジャパン株式会社

上記は、今後、内容が変更される場合があります。



FIVESTAR
ASSET MANAGEMENT CO.,LTD